

資源管理協定の取組の効果の検証 及び取組内容の改良等に関する ガイドラインについて

令和8年4月
水産庁 資源管理推進室

ガイドラインの位置付け

- 従前、資源管理協定（以下「協定」という）の制度運用については、1つの事務次官依命通知（※1）及び2つの長官通知（※2）において、その考えが示されてきた。
（※1）令和2年10月28日付け2水管第1443号「水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準」
（※2）令和2年10月30日付け2水管第1491号「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」
令和2年10月30日付け2水管第1492号「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」
- 令和8年3月、国及び協定に参加する漁業者により協定の制度が適切に運用されるため、特に協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良や資源管理の目標の変更（「検証及び改良等」という。）の手續や考え方について示したガイドラインを制定した。
- このガイドラインは、上記の長官通知の内容を補足するものであり、長官通知の「別記」として位置付けた。

（※）国に設置された資源管理協議会では、一部の協定の検証及び改良等を行うため、令和7年6月、ガイドラインに先行して「資源管理協議会による資源管理協定（大臣認定）の取組の効果検証の基準について」を制定

＜長官通知(大臣管理区分)の構成＞

- （本体）大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い
 - （別記第1）漁業法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準
 - （別記第2）漁獲割当管理原簿の様式の例（法第20条関係）
 - （別記第3）漁業法第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の例
 - （別記第4）資源管理措置の履行確認
 - （別記第5）資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン**
 - （別記第6、7）資源管理協定の例
 - （別記様式第1～49号）各種様式

ガイドラインの構成

- ガイドラインは、以下により構成される。
- 以下、各項目についての解説を記載する。

＜ガイドラインの構成＞

第1 ガイドラインの作成の趣旨

第2 検証及び改良等の手続

第3 検証及び改良等の実施

1 基本的な考え方

2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業

3 協議会等による検証の具体的な作業

第4 その他

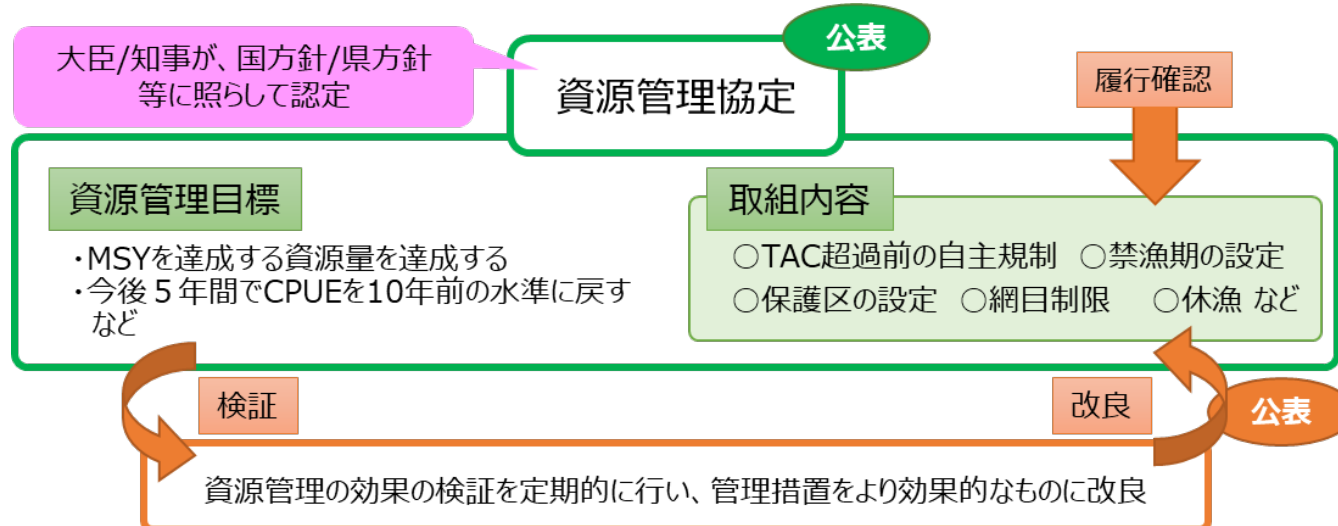
【別紙】資源管理の取組の類型とその効果

【別記様式第1～3号】検証様式(中間時・終了時・臨時)＋記載要領

第1 ガイドラインの作成の趣旨①

- 漁業法は、非I/Q管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、第124条において、漁業者が、水域、水産資源の種類、漁業の種類、資源の保存及び管理の方法等を定めた協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事は、第125条に定める基準（当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること等）のいずれにも該当すると認めるときは、同条第1項に基づき、当該協定が適当であると認定すると規定している。
- 当該協定による取組が、水産資源の保存及び管理に効果的であり、より実効性のあるものとするため、当該協定に参加している者（「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組の効果についての検証を行うこととされている。
- 加えて、客観性を確保するため、検証は、参加者以外の者の視点から行う必要がある。このため、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国に設置された資源管理協議会等（「協議会等」という。）による検証も行うこととされている。

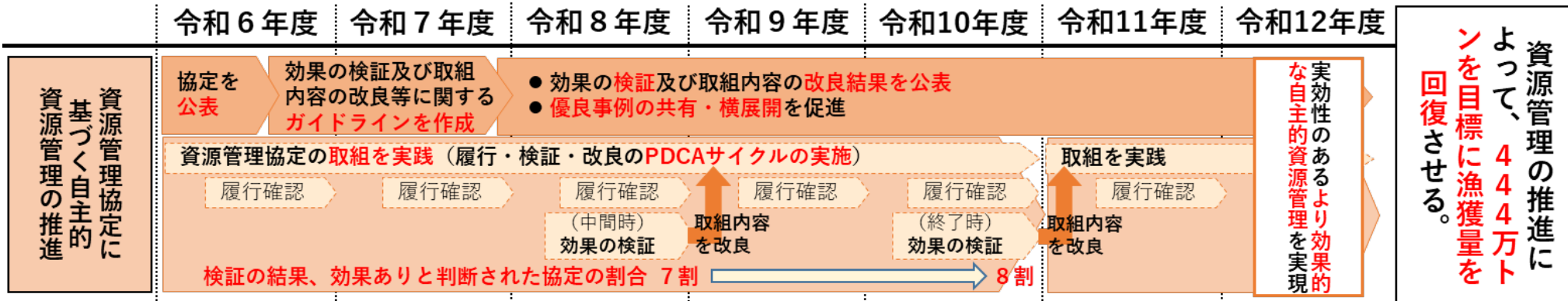
<資源管理協定の概念図>



第1 ガイドラインの作成の趣旨②

- 令和6年3月に公表された「資源管理の推進のための新たなロードマップ」では、検証の結果を踏まえて取組内容について必要な改良を行うこと、また、取組の履行、検証、改良のサイクルを繰り返すことにより、実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現するものとされている。
- 本ガイドラインは、協定の取組の効果の検証及び検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理の目標の変更のプロセス(以下「検証及び改良等」という。)が適切に運用されるように制定する。

<資源管理の推進のための新たなロードマップ（抜粋）>



【参考】長官通知における公表についての記載（※同旨はガイドライン第2においても記載）

協定は、法に基づき農林水産大臣が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるような情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証及び改良等の内容とともに、一覧表の形式にするなどわかりやすく工夫し、インターネットの利用その他の適切な方法で公表することとする。

また、漁業者に対して、自らの参加する協定の取組の検証及び改良等の際の参考とするため、公表されている他の認定協定の情報を参照するよう指導する。

第2 検証及び改良等の手続①

- 検証及び改良等は、原則、当該認定協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に行う（前者を「中間時検証」、後者を「終了時検証」という。）。
また、協定の対象としている水産資源について、資源管理の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった管理年度末から1年以内に行う（「臨時検証」という。）。
- 検証を行うに際しては、中間時検証については別記様式第1号を、終了時検証については別記様式第2号を、臨時検証については別記様式第3号を用いる。

＜別記様式第1～3号の主な記載事項＞

- (1) 基本情報(協定の情報、検証の日程等)【参加者による記載】
- (2) 取組の概要と評価(対象の水産資源ごとに作成)【参加者による記載】
 - ① 対象水産資源の総漁獲量に対する参加者の漁獲量の割合
 - ② 資源管理の目標及び取組内容
 - ③ 履行の状況
 - ④ 資源状況
 - ⑤ 取組の評価(評価内容、取組の改良点等)
- (3) 資源管理協定全体の参加者による検証及び改良点等【参加者による記載】
- (4) 資源管理協議会等による検証を受けての対応【参加者による記載】
- (5) 資源管理協議会等による検証【協議会等による記載】

第2 検証及び改良等の手続②

- 中間時検証、終了時検証は、以下の手順により実施する。
- 一連の手続には一定の期間が必要となる。特に終了時検証においては、検証の対象となる協定の有効期間終了後、切れ目なく、当該終了時検証及び改良等の内容が反映され、新たに締結及び認定された協定の取組が開始できるよう、スケジュール管理を行う必要がある。

1 参加者による検証及び改良等

- ・漁業法第127条の規定に基づく農林水産大臣からの報告徴収(長官通知・別記様式第48号)により検証を開始する。
- ・参加者は、それまでの取組の状況や現在の資源の状況等の情報を整理し、関係者間で議論を行うなどして行った検証結果を様式に記載し、当該様式を協議会等へ提出する。このとき、試験研究機関から科学的な助言を受けることが望ましい。

2 協議会等による検証

- ・協議会等は、協議会を開催するなどして客観的な検証を行い、その結果を、参加者から提出を受けた様式に記載し、当該様式を参加者へ返却する。

3 参加者による「協議会等による検証」を受けての対応

- (1) 協議会等による検証の結果、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」、「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された場合、参加者は、当該判定への対応を検討し、その結果を様式に記載する。そのほか、参加者自らが既に記載した検証結果について、内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、双方の結果について、協議会等に連絡する。
 - (2) 上記以外の判定であった場合は、参加者は、既に記載した検証結果の内容を最終確認し、内容の同一性を失わない範囲における修正の必要があるかどうかを確認し、その結果を協議会等に連絡する。
- 参加者は、様式への記載内容が確定した段階で、農林水産大臣から求められた漁業法第127条の規定に基づく報告に対する回答を行う(長官通知・別記様式第49号)。

4 農林水産大臣による公表

- ・農林水産大臣は、報告を受けた当該検証及び改良等の内容を公表する。公表は、利便性の観点等から、一覧表形式にするなどしてとりまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方①）

- 協定は、それぞれの水産資源ごとに、協定に規定した取組を行うことで、資源管理の目標を達成することを目的としている。このため、水産資源ごとに、協定に規定した取組を進めることで、資源管理の目標の達成が見込めるかどうか、の観点から、協定の取組の効果について検証する。
- 目標の達成が見込めるかについては、設定した目標の内容、具体的な取組の内容、当該目標及び取組を設定した際の考え方並びに期待した効果並びにそれ以降の海洋環境の状況等の変化を踏まえて判断する。
- 協定の取組とはしていないものの、対象としている水産資源の管理の一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組がある場合には、当該取組も勘案して判断する。
- その際、資源管理の取組の類型ごとに、当該取組によって発生する一般的な効果について、別紙「資源管理の取組の類型とその効果」として取りまとめたので、この内容も参考にされたい。

【長官通知(抜粋)】資源管理協定の例

(●●地域における) <(特定)水産資源>に関する〇〇漁業の資源管理協定

(目的) ※特定水産資源の例

第1条 本協定は、<特定水産資源>の管理に関して●●●管理区分の漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)を超えないように漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<特定水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<特定水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(目的) ※特定水産資源以外の水産資源の例

第1条 本協定は、<水産資源>の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<水産資源>の保存及び管理を図るものである。

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果（1/2）

- 資源管理の取組は、大きく分けて、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限、④漁具・漁船制限、⑤漁獲量制限、⑥種苗放流等、が考えられる。
- ①～⑥の類型ごとの、一般的に考えられる資源管理の取組の効果は、以下のとおりである。

①操業期間・時間制限

- ・操業期間・時間制限とは、期間や時間を決めて、操業できる機会を制限するという取組であり、資源に対する漁獲の影響の大きさ(以下「漁獲圧」という。)を低下させる効果がある。
- ・この効果は、単純に獲れる魚の数を減らすということに加え、例えば、数か月や数週間という単位で期間を定め、これを対象とする水産資源の産卵期にあてることで、産卵親魚を保護し、再生産を促す効果が期待される。また、対象とする水産資源の特性に応じ、例えば、1日のうちでも表層に浮いて獲りやすくなる夜間の時間を制限することなどで、その漁獲圧低下の効果を増大させることができると考えられる。
- ・一方で、これらの制限については、その内容によっては、資源管理のために取り組んでいるものではないのではないか、通常の場合であっても操業を休まざるを得ない期間・時間ではないかとの指摘を受ける恐れがあるところ、取組の効果の検証においては、真に資源管理に貢献しているか否かを注意深く見る必要がある。

②操業区域制限

- ・操業区域制限とは、操業できる区域を制限するという取組である。
- ・その効果としては、漁獲圧の低下に加え、例えば、産卵区域や稚魚の育成区域を禁漁区域とすることで、産卵親魚や小型魚の保護につながり、再生産を促す効果があると考えられる。なお、産卵区域や稚魚の育成区域は海洋環境の変化等により変わり得るため、定期的に、最新の科学的知見等に基づき見直される必要がある。

③漁獲物制限

- ・漁獲物制限とは、漁獲対象としている水産資源について、漁獲できるものの体長や体重などについて制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、一定の基準に満たない個体や、性的に成熟した個体等についての漁獲を制限し、小型魚や産卵親魚の保護をすることで、再生産を促すことが考えられる。これらの制限については、資源ごとの特性を踏まえた適切な基準等により設定される必要がある。

【別紙】資源管理の取組の類型とその効果（2/2）

④漁具・漁船制限

- ・漁具制限とは、効率的に漁獲することができる漁具の使用禁止や、使用する漁具の仕様に制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、漁獲効率の低下による漁獲圧の低下や、一定以下の体長の個体がかからないようにすることによる小型魚の保護などが考えられる。
- ・漁船制限とは、漁獲の効率を制限するため、漁船数や、漁船の総トン数、推進機関の出力等の漁船の規模・性能に対して制限を設ける取組である。
- ・その効果としては、漁獲圧の低下が考えられる。

⑤漁獲量制限

- ・漁獲量制限とは、期間を定め、その期間内における漁獲量について、一定量以上を超えないように操業を管理する取組であり、漁獲量を直接的に制限することで、漁獲圧をコントロールすることができる取組である。
- ・この結果として、漁獲圧が一定以上に大きくならないという効果が期待される。

⑥種苗放流等

- ・自然環境下の水産動物は、卵やふ化の直後の仔魚・稚魚の間に多くが環境の変化により自然に死亡し、又は捕食により死亡し、その結果として、成魚まで育つものはごく僅かであるという特徴を有している。このため、卵から一定の大きさに成長するまでの死亡率が高い時期を、人工的に育成し、それから放流することで水産資源を積極的に増やすための種苗放流の取組が実施されている。
- ・種苗放流に際しては、資源や地域の特性を踏まえ、放流の場所や時期、放流する個体のサイズを適切に選定するとともに、①操業期間・時間制限、②操業区域制限、③漁獲物制限又は④漁具・漁船制限といった取組を組み合わせる必要がある。
- ・また、水産資源の生息・成育の場となり、豊かな生態系を育む機能を有する場として、藻場・干潟が存在する。このような場を積極的に整備することは、水産資源の増大に大きな役割を果たすものであり、特に②操業区域制限といった取組と組み合わせることは、資源管理のために有効な取組と考えられる。

第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方②）

- 特定水産資源の場合、水産資源ごとに、漁獲可能量による管理の取組を通じて、資源管理基本方針に定めた資源管理の目標の達成を目指していることから、漁業法の下で設定された大臣管理漁獲可能量のうち参加者に配分等された数量（「参加者配分数量」という。）を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う。
- ステップアップ管理の対象とされている特定水産資源については、都道府県及び大臣管理区分に対して具体的な配分数量が設定されないステップ1の期間においては、その管理を行う際の参考として提示される数量を1つの目安として管理が行われているかどうかの観点から、また、都道府県及び大臣管理区分に対して試行的な配分が行われ管理の目安となる数量が提示されるステップ2の期間においては、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う。
ステップ3の期間においては、ステップアップ管理の対象ではない通常の特水産資源と同様の配分等による管理がなされることから、通常の特水産資源と同様の観点で検証を行う。
- なお、取組内容の履行の状況については、例えば、取組の内容が完全に履行されていなくても目標が達成されることはあり得るため、当該協定の資源管理の目標の達成とは直接的に関係しないものと考え、効果の検証に際しては参考情報として取り扱う。ただし、取組内容の履行ができていない者がいる場合には、全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるよう改善策等を検討する必要がある。
- 複数の水産資源を対象とした協定の場合には、水産資源ごとの判定結果を踏まえて、協定全体としての検証を行う。

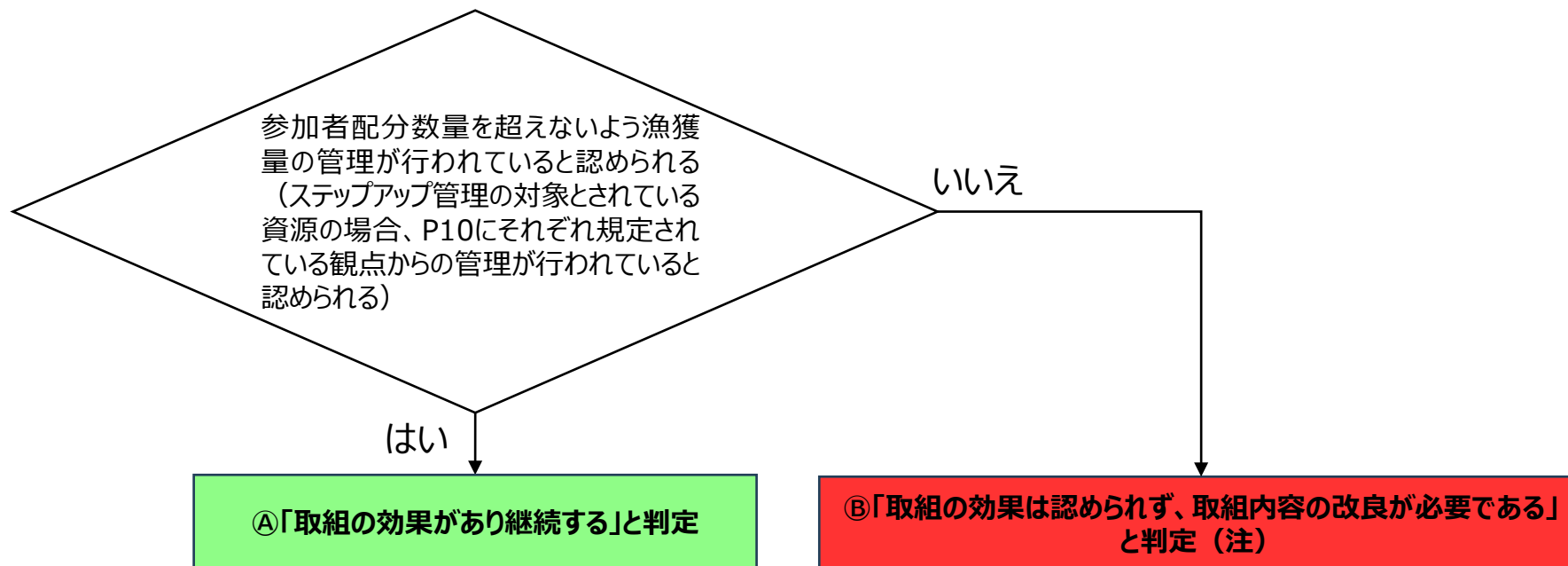
第3 検証及び改良等の実施（1 基本的な考え方③）

- 検証の結果、目標の達成が見込まれない場合には、その考えられる要因に応じて、協定の取組内容の改良や、資源管理の目標の変更を検討する。
 - 例えば、広域に分布する水産資源について、参加者のみの取組では十分な効果の発揮が難しいと考えられる場合には、協定の対象とする水域や漁業の種類を拡大することが考えられる。
 - また、資源管理の目標の達成と、具体的な取組による効果との間の関係性が不明瞭である場合には、当該水産資源の特性やその採捕の実態を勘案して、新たな取組を追加したり、追加的な目標を定めたりすることが考えられる。
 - なお、海洋環境の変化等に伴い、獲れる資源に変化が起きているような場合には、協定の対象とする資源自体について、見直しを行うことも考えられる。
- 協定の取組内容の改良や資源管理の目標の変更を検討するに際しては、**漁獲量、操業日数・回数、漁獲物の体長組成等の漁業から得られる情報に基づき科学的に分析される結果並びに水産資源の特性及びその採捕の実態を踏まえることが重要である。**

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業①）

- 検証は、協定において対象としている水産資源ごとに行う。
- 水産資源に着目して協定の種類を分類すると、次の5つに分けられる。
 - ①単一の「特定水産資源」を対象とする協定
 - ②複数の「特定水産資源」を対象とする協定
 - ③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
 - ④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定
 - ⑤「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定
- 以下に、この種類ごとに、検証及び改良等の具体的な作業を示す。

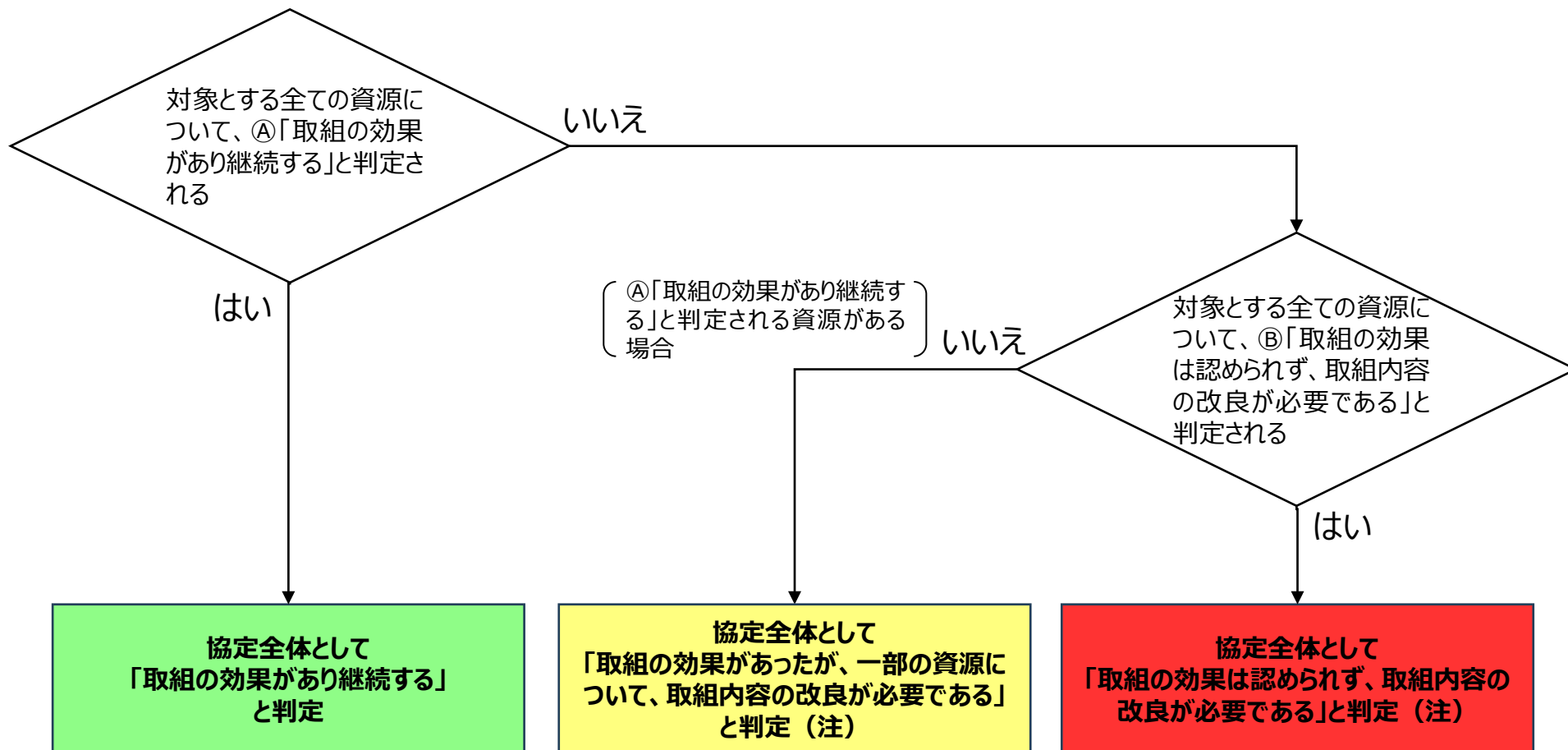
①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



(注) この判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

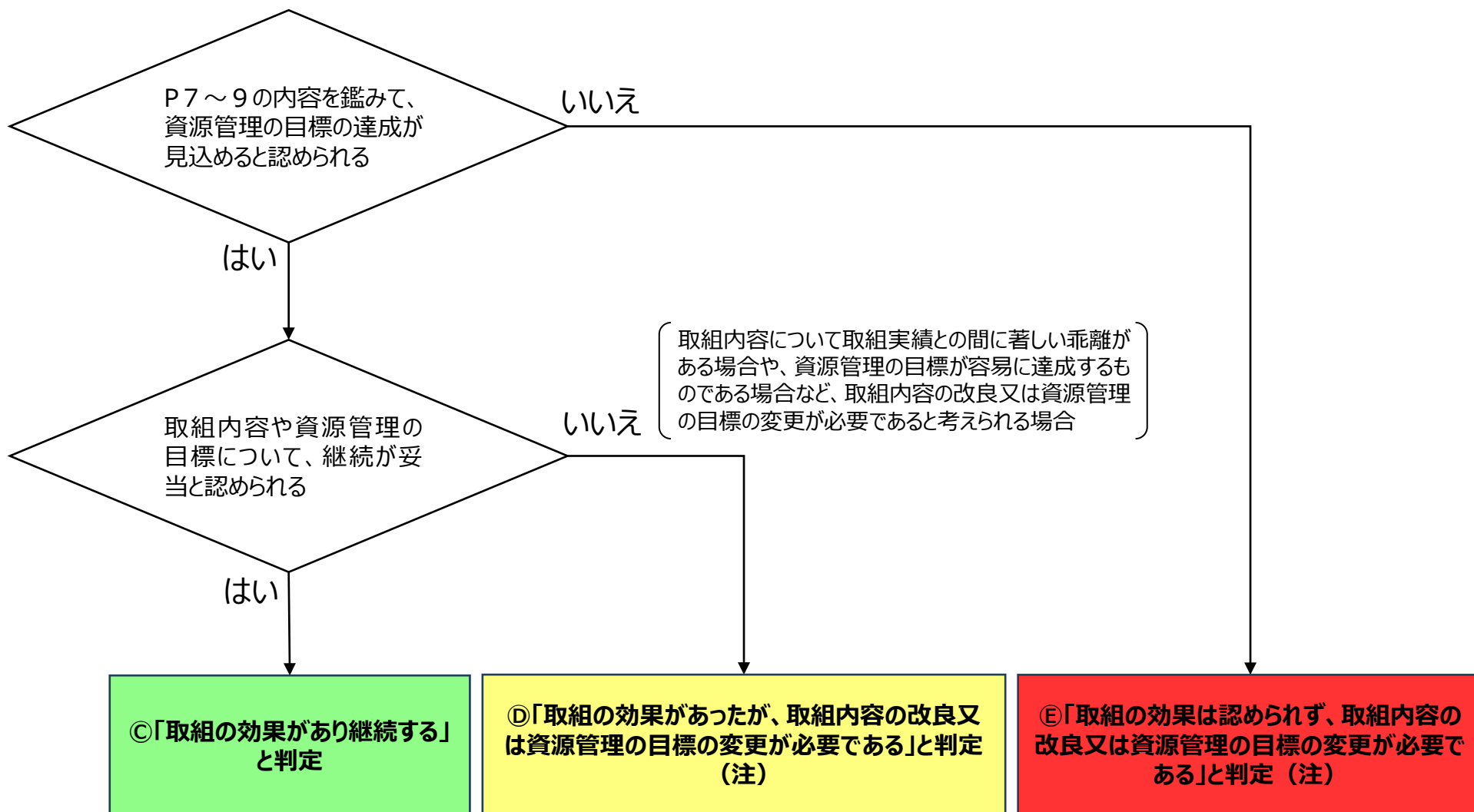
②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

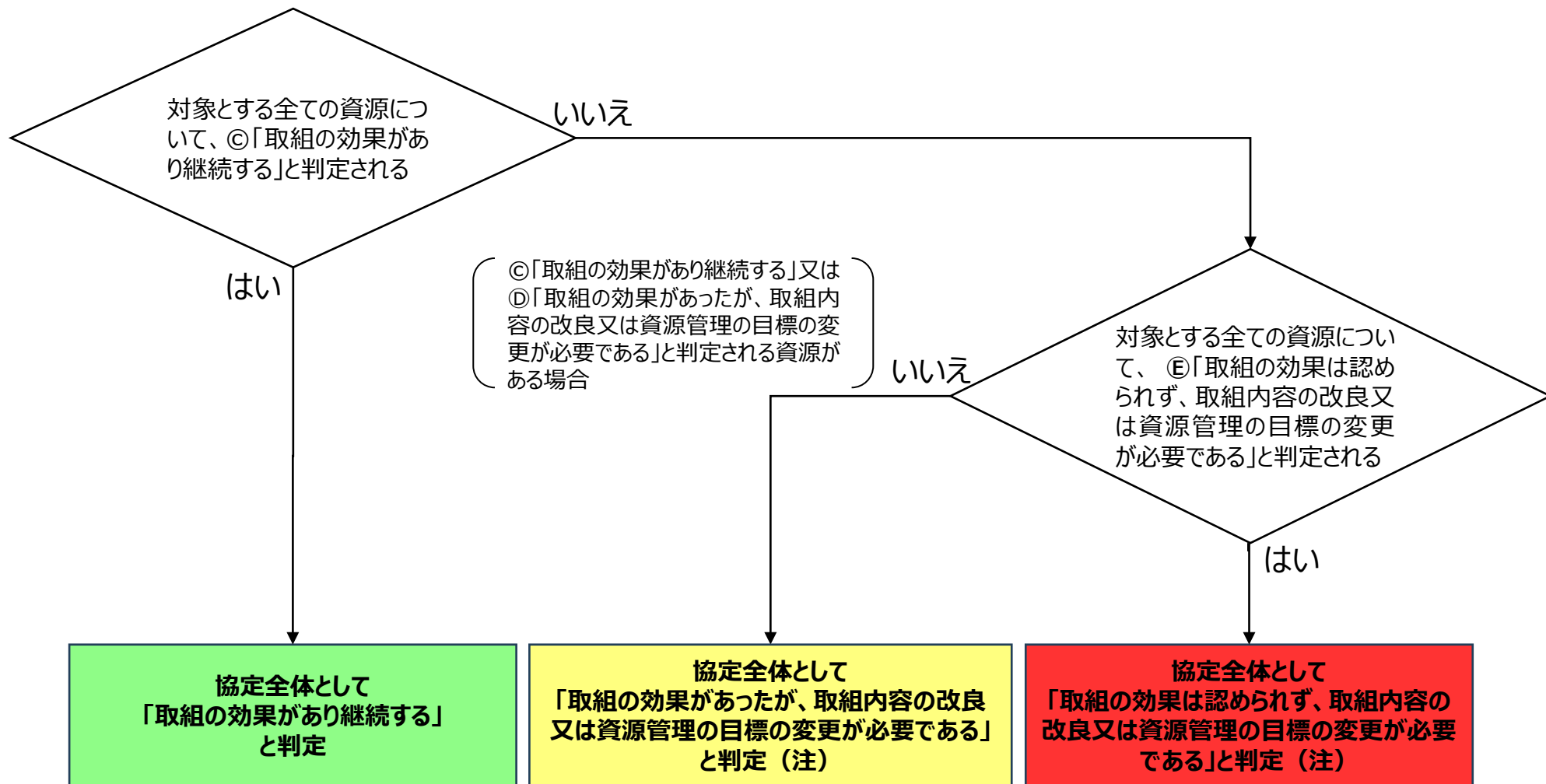
【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行う。

③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業⑤）

⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④と同様の考え方により、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

		「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定		
		「取組の効果が あり 継続する」	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が必 要である」	「取組の効果は認められず、取組内容 の改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」
「特定 水産 資源」 全体 の 判 定	「取組の効果があり 継続する」	「取組の効果があり継続する」 と判定	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)
	「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良が必要である」	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)
	「取組の効果は認められず、取 組内容の改良が必要である」	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)	「取組の効果があつたが、取組内容の 改良又は資源管理の目標の変更が 必要である」と判定 (注)	「取組の効果は認められず、取組内容 の改良又は資源管理の目標の変更 が必要である」と判定 (注)

(注) これらの判定の場合、協定の取組の具体的な改良内容を検討する。

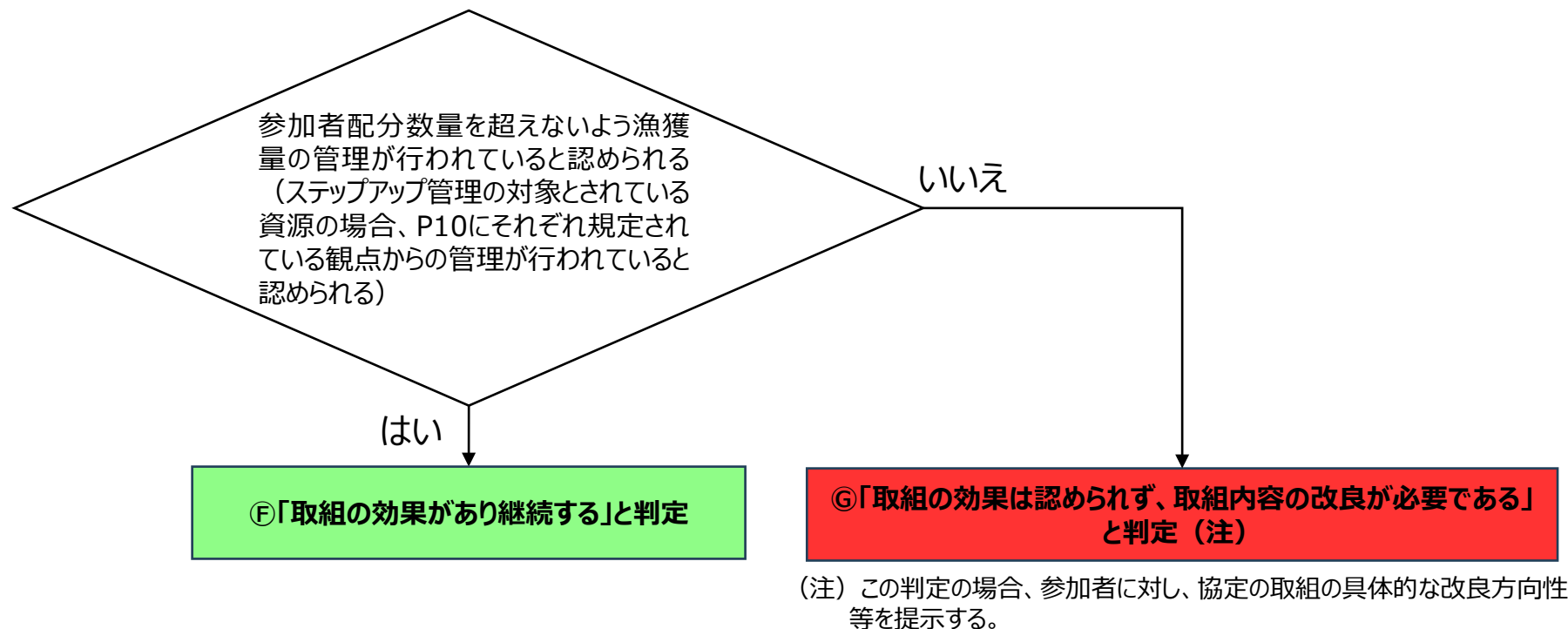
第3 検証及び改良等の実施（2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業⑥）

- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、どのような外部要因であるかを明らかにするとともに、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等を検討する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあつては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。
- それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業①）

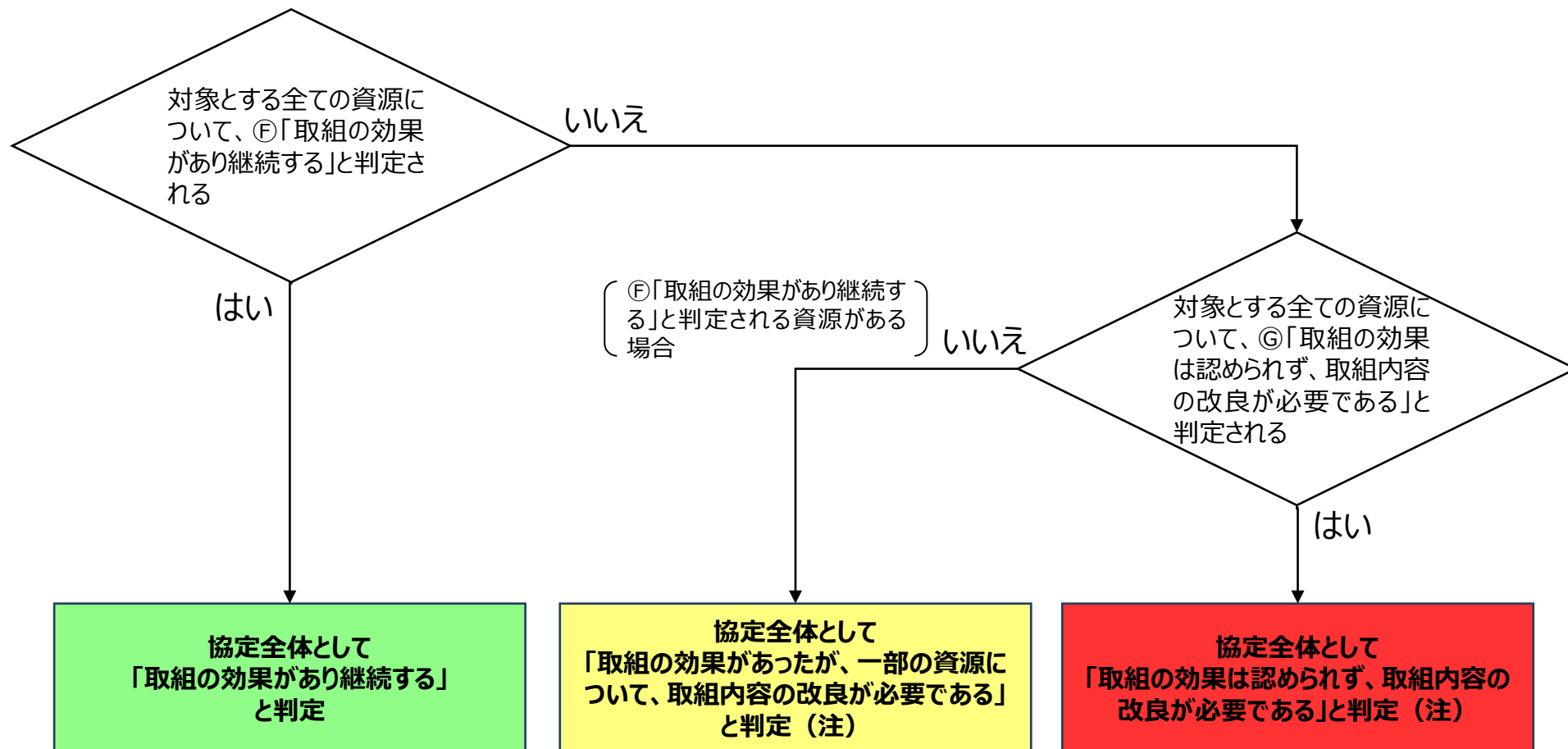
- 協議会等による検証は、参加者による検証の透明性を確保する観点から、参加者以外の者の視点により客観的に行う。
- 基本的な考え方は、参加者による検証及び改良等と同じであり、水産資源ごとに行う点も変わらない。
- 上記を踏まえ、以下のとおり実施する。

①単一の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

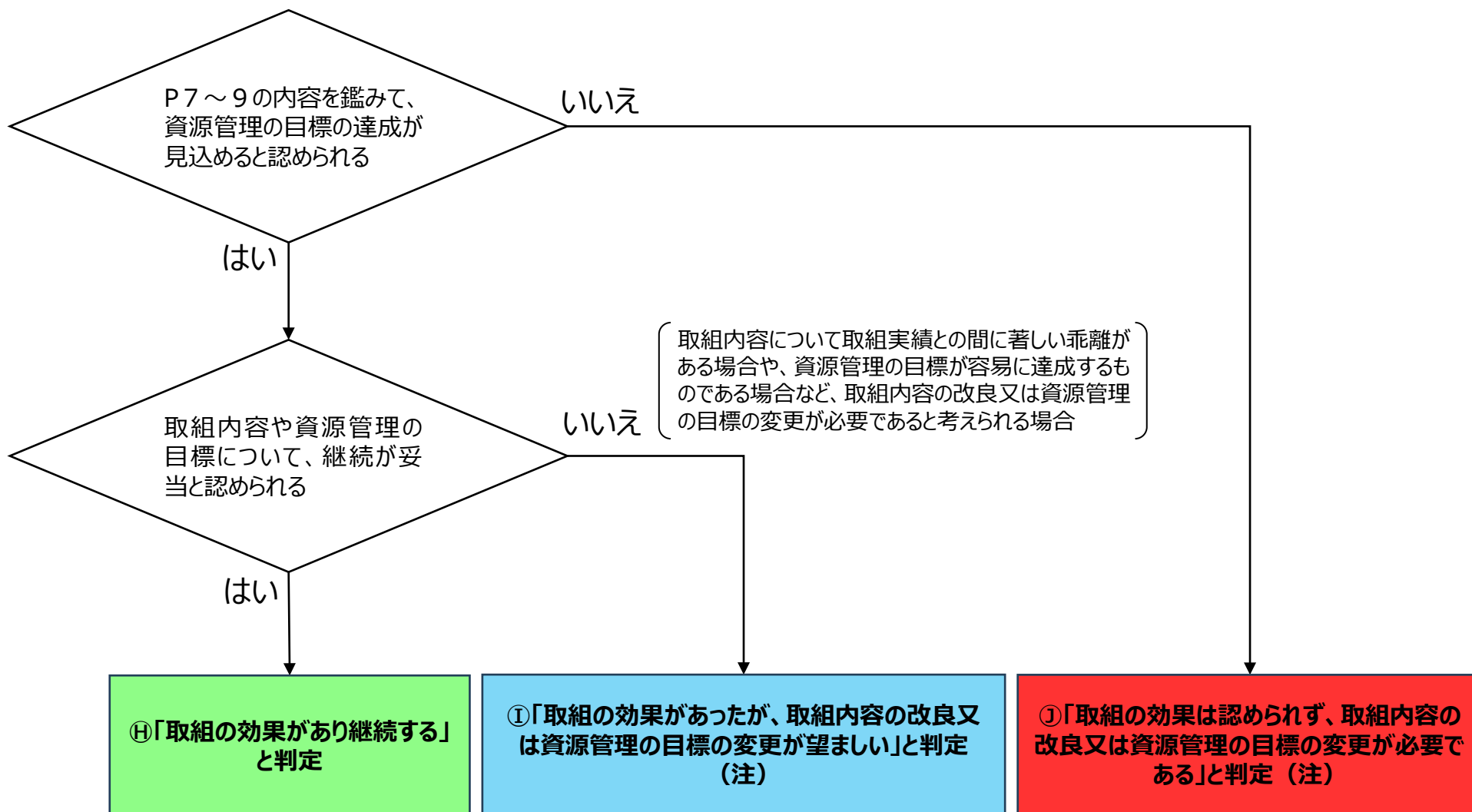
②複数の「特定水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

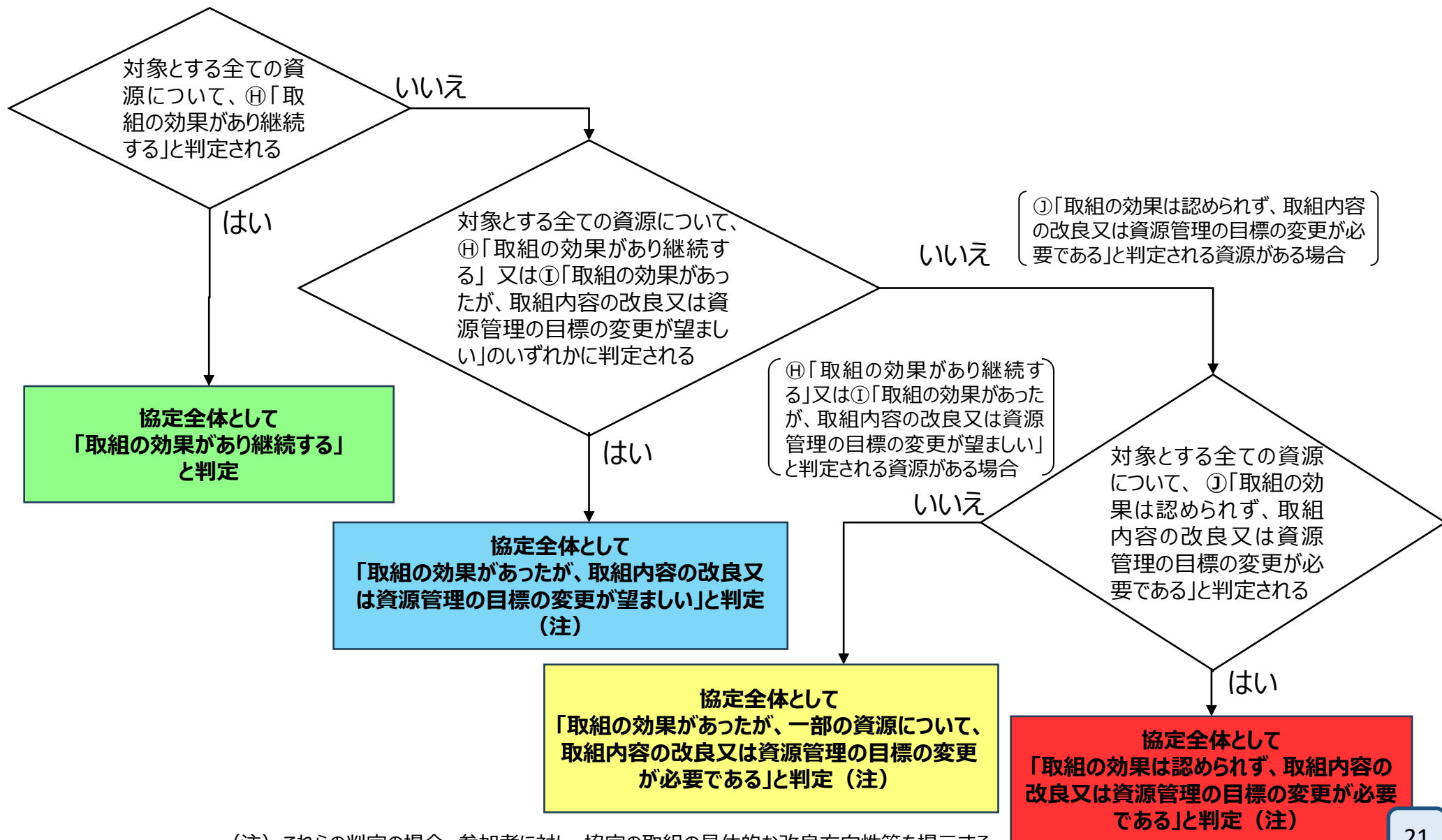
【備考】参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要に応じて当該取組についての評価を行い、参考情報として参加者に対して提示する。

③単一の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

④複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定の場合



(注) これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業⑤）

⑤ 「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定の場合

- 対象とする資源を「特定水産資源」、「特定水産資源以外の水産資源」に分けて、①から④と同様の考え方により、それぞれの資源全体の取組の効果を判定する。
- 「特定水産資源」全体、「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定結果を、下の表に当てはめて、協定全体として取組の効果を判定する。

		「特定水産資源以外の水産資源」全体の判定			
		「取組の効果が あり 継続する」	「取組の効果があつたが、取組 内容の改良又は資源管理の 目標の変更が望ましい」	「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良又は資源管理の目標の 変更が必要である」	「取組の効果は認められず、取 組内容の改良又は資源管理 の目標の変更が必要である」
「特定 水産 資源」 全体 の判 定	「取組の効果があり 継続する」	「取組の効果があり継続する」と判定	「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）
	「取組の効果があつたが、一部 の資源について、取組内容の 改良が必要である」	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）
	「取組の効果は認められず、取 組内容の改良が必要である」	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）	「取組の効果は認められず、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定（注）

（注）これらの判定の場合、参加者に対し、協定の取組の具体的な改良方向性等を提示する。

第3 検証及び改良等の実施（3 協議会等による検証の具体的な作業⑥）

- 取組の開始前において予測することのできなかつた外部要因により、取組の効果が判定できないと認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する（この場合、どのような外部要因であるかを明らかにするとともに、当該要因を考慮した上で、参加者に対し、取組の具体的な改良の方向性等を提示する。）。
- 複数の「特定水産資源」を対象とする協定、複数の「特定水産資源以外の水産資源」を対象とする協定及び「特定水産資源」と「特定水産資源以外の水産資源」の両方を対象とする協定にあつては、協定が対象とする全ての資源について「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定される場合に、協定全体として「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。
- それ以外の場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された資源を除いて、残りの資源の判定結果により協定全体の判定を行う。

第4 その他

- 協定の検証及び改良等は、漁業から得られる情報に基づき科学的に分析される結果並びに水産資源の特性及びその採捕の実態を踏まえることが重要であることから、参加者は、これらの情報が継続的に得られるよう、例えば、漁獲量、操業日数・回数、操業位置及び漁獲物の体長・体重に関する情報の収集や、標識放流・再捕報告、混獲に関する情報及び年齢査定に必要な試料の試験研究機関への提供並びに調査船調査・市場調査への協力等を、自主的に行うことが望ましい。
- 国又は都道府県は、協定の検証及び改良等に資するよう、当該参加者からの協力により得られた情報の資源評価における活用に努めることとする。